

総務部

No.	担当 所属名	根拠法令等	閲覧等ができる文書	主な内容	閲覧等ができる人	閲覧等の期間	縦覧	閲覧	写し	閲覧等の 場所	ホームページ 掲載状況	問い合わせ先
1	人事課	香川県人事行政の運営等の状況に関する条例	人事行政の運営等の状況	職員の任用・勤務条件等、人事委員会に関する項目	限定無し	限定無し		○		県民室、県民センター	全部	人事グループ 087(832)3040
2	人事課	地方自治法施行令第174条の49の25第2項外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面の閲覧に関する規則	包括外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し	資格書面	限定無し	契約の期間		○		人事課	無し	行政経営推進グループ 087(832)3044
3	人事課	香川県職員倫理条例第6条	贈与報告書	贈与報告書記載事項	限定無し	贈与等報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から、贈与等報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで		○		人事課	無し	行政経営推進グループ 087(832)3044
4	総務学事課	行政不服審査法第38条第1項	審査請求に係る事件に関し、審理員に提出された書類その他の物件	聴聞調書、弁明書、証拠書類、証拠物等	審査請求人 参加人	審理手続が終結するまでの間		○	○ 10円/白黒 片面1枚 20円/カラー 片面1枚	審理員が指定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
5	総務学事課	行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第78条第1項	審査請求に係る事件に関し、審査会に提出された主張書面又は資料	審査関係人の主張を記載した書面又は資料	審査関係人 (審査請求人、 参加人、審査 会に諮問した 審査庁)	審査会が答申を行うまでの間		○	○ 10円/白黒 片面1枚 20円/カラー 片面1枚	審査会が指定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
6	総務学事課	行政手続法第5条第3項	審査基準	申請による処分等を行うに際し、判断の根拠となる基準	限定無し	限定無し		○		法令により申請の提出先とされている機関の事務所等	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
7	総務学事課	行政手続法第6条	標準処理期間	申請による処分等を行うに際し、処分をするまでの要する期間	限定無し	限定無し		○		法令により申請の提出先とされている機関の事務所等	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
8	総務学事課	行政手続法第12条第1項	処分基準	不利益処分を行う際に判断の根拠となる基準	限定無し	限定無し		○		行政庁が指定する場所	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
9	総務学事課	行政手続法第18条第1項	調書又は資料	不利益処分に係る調書、その他の当該処分の原因となる事実を証する資料	当事者 参加人	聴聞通知の時から聴聞終結の時まで		○	行政庁の裁量的判断による	行政庁が指定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062

総務部

No.	担当 所属名	根拠法令等	閲覧等ができる文書	主な内容	閲覧等ができる人	閲覧等の期間	縦覧	閲覧	写し	閲覧等の 場所	ホームページ 掲載状況	問い合わせ先
10	総務学事課	行政手続法第24条第4項	聴聞調書及び報告書	聴聞の経過を記載した調書、当事者等の主張に対する意見を記載した報告書	当事者 参加人	限定無し		○	行政庁の裁 量的判断に よる	行政庁が指 定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
11	総務学事課	行政手続条例第5条第3項	審査基準	申請による処分等を行うに際し、判断の根拠となる基準	限定無し	限定無し		○		条例等により 当該申請書 の提出先とさ れている機関 の事務所	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
12	総務学事課	行政手続条例第6条	標準処理期間	申請による処分等を行うに際し、処分をするまでの要する期間	限定無し	限定無し		○		条例等により 当該申請書 の提出先とさ れている機関 の事務所	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
13	総務学事課	行政手続条例第12条第1項	処分基準	不利益処分を行う際に判断の根拠となる基準	限定無し	限定無し		○		不利益処分を 行う機関の事 務所等	一部	訟務・宗務グループ 087(832)3062
14	総務学事課	行政手続条例第18条第1項 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第4条第1項	調書又は資料	不利益処分に係る調書、その他の当該処分の原因となる事実を証する資料	当事者 参加人			○	行政庁の裁 量的判断に よる	行政庁が指 定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
15	総務学事課	行政手続条例第24条第4項 聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則第12条第1項	聴聞調書及び報告書	聴聞の経過を記載した調書、当事者等の主張に対する意見を記載した報告書	当事者 参加人	限定無し		○	行政庁の裁 量的判断に よる	行政庁が指 定する場所	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
16	総務学事課	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律・第22条第2項	財産目録等	当該事業年度の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類、キャッシュ・フロー計算書、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類、社員名簿、各事業年度に係る計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書	限定無し	限定無し		○	○	公益法人所 管課(インター ネットサイト 「公益法人 information」 でも閲覧可 能)	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062
17	総務学事課	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第127条第4項	公益目的支出計画実施報告書	当該事業年度の実施事業等の状況、当該事業年度の公益目的支出の額及びその明細、当該事業年度の実施事業収入の額及びその明細、算定日に有していた時価評価資産の当該事業年度の末日における状況、当該事業年度の引当金の明細、当該事業年度の貸借対照表の純資産の部に計上すべきもののうち支出又は保全が義務付けられていると認められるものの明細、公益目的財産額、当該事業年度の末日における公益目的収支差額、当該事業年度の末日における公益目的財産残額	限定無し	限定無し		○	○	移行法人所 管課(インター ネットサイト 「公益法人 information」 でも閲覧可 能)	無し	訟務・宗務グループ 087(832)3062

総務部

No.	担当 所属名	根拠法令等	閲覧等ができる文書	主な内容	閲覧等が できる人	閲覧等の期間	縦覧	閲覧	写し	閲覧等の 場所	ホームページ 掲載状況	問い合わせ先
18	総務事務集中課	香川県公文書等の管理に関する条例第12条第4項	特定歴史公文書等の目録	特定歴史公文書等の分類、名称その他の事項を記載したもの	限定無し	限定無し		○		文書館 香川県立文書館所蔵資料データベース	全部	文書館 087(868)7171
19	総務事務集中課	香川県公文書等の管理に関する条例第7条第2項	簿冊管理簿	完結年度(平成26年度以降)、分類、簿冊名、保存期間、保存期間満了日、記録媒体の種類、主務課名、保存期間満了時の措置	限定無し	限定無し		○		県民室 県ホームページ(県政基本情報>情報公開>公文書管理のページ)	全部	文書グループ 087(832)3056